

平成25年度 いじめから子どもを守るための主な対策

●平成25年度からの新たな取組
○これまでのからの取組および拡充等 関連する事業

資一教委1

学校教育課
内線4583

教員一人ひとりが気づきと感性を高め、学校の教育力を基盤にして、いじめの未然防止に努めます。
しかしながら、学校だけで対応することに限界もあることから、下記事業により、一層の早期発見・対応に努めます。

■教員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、子どものSOSを読み取る感性と力量アップを図ります。

●いじめ等の問題に的確に対応できる教職員の配置

いじめを早期に発見し、適切に対応できるよう、時間にとらわれず特別な指導に取り組むことができる教員の配置【教職員課】

○いじめ対策等生徒指導に係る調査研究等(12,701千円)

いじめ等、課題の大きい小中学校に、いじめ等対応サポーターを配置等し、調査研究を実施【学校教育課】

○いじめ対策調査研究事業(5,780千円)

学識経験者による会議を開催し、対策について意見を求めるとともに、教職員研修を実施【学校教育課】

○人権教育教職員等指導事業(1,729千円)

教職員の人権意識を高め、指導力の充実・向上を図るための研修を実施【人権教育課】

○人権教育リーダー養成講座(279千円)

各学校における人権教育推進の若手・中堅リーダーを育成【人権教育課】

○私立学校人権教育代替教員給与費補助金(2,407千円)

私立高校の人権教育の推進を支援【総務課】

○少人数学級編制の実施

教員が子どもと向き合う時間を確保し、より一層きめ細かな指導の充実を図るため、小学校2年生と3年生および中学校全学年で35人学級編制を実施する(小3は複数指導と、中2・中3にあつては少人数指導との選択制)。また、小学校4年生から6年生では、いずれかの1つの学年で35人学級編制を実施する。

【教職員課】

●いじめ問題対応専門員配置事業(41,904千円)

第三者的な立場から、子どもに寄り添いながらいじめ事案の調整・解決を行う取組として、県内各地域等にいじめ問題対応専門員を配置【学校教育課】 ※県立学校担当：2名 小・中学校担当：4地域×各3名＝12名 地域統括担当：1名

■専門家等と連携し、いじめの早期発見早期対応を図ります。

○スクールソーシャルワーカー活用事業(20,849千円)

困難な課題を抱える小学校(11校)にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童を取り巻く環境の改善・調整を図る【学校教育課】

○スクールカウンセラー等活用事業(69,934千円)

○いじめから子どもを守るための相談活動推進事業(62,947千円)

すべての公立中学校および県立高校にスクールカウンセラーを派遣し、相談体制の充実を図る【学校教育課】
※1校あたりの相談回数：月1.5～5回程度
※常駐モデル校：4校

○生徒指導緊急特別対応事業(18,073千円)

教員OBと警察OBがペア(4チーム)で学校を訪問し警察等をはじめとする関係機関との連携を強化【学校教育課】

○生徒指導緊急サポート事業(5,210千円)

学校だけでは対応困難な事案に対処するため、弁護士や医師、臨床心理士等の専門家による相談支援体制を整備【学校教育課】

●いじめを含む非行防止対策事業(14,177千円)

いじめ問題に関するシンポジウムの開催等を通じて、いじめを含む少年非行の防止を図る【警察本部】

○私立学校振興補助金

私立小学校、中学校、高校および中等教育学校におけるスクールカウンセラーの設置を支援【総務課】

■地域・家庭・学校が一体となって、いじめから子どもを守る環境づくりを進めます。

●ハイスクールカンファレンスしが(157千円)

県内の高校生が一堂に会し、主体的・創造的・協働的に取り組んだ成果を発表・交流することにより、意欲的な集団を育み、いじめを許さない気運を醸成【学校教育課】

●子ども・子育て応援センター強化事業

(7,827千円) 子どもに関する悩みや不安を気軽に電話相談できる体制充実のため、電話回線を増設。子ども専用電話(いじめ相談ダイヤル)の啓発強化【子ども・青少年局】

●児童委員特別研修委託事業(500千円)

地域における身近な相談相手である児童委員の資質向上を図るため、いじめ等に関する研修を実施【子ども・青少年局】

●地域住民と連携したいじめ対応支援事業

(9,185千円) 学校支援地域本部事業の制度を活用し、いじめ対応の視点をもって、地域住民と学校との連携を行う市町に対して支援【生涯学習課】

●いじめや差別を許さない学校づくり推進事業

(267千円) 人権教育を基盤とした学校づくりの推進【人権教育課】

●「文化芸術の力を教育に」推進モデル事業

(1,100千円) 文化芸術の力で子ども達のコミュニケーション能力の育成を図るため、芸術表現活動を取り入れた新たな文化体験プログラムの開発・実施【文化振興課】

○人権啓発活動推進費(56,205千円)

いじめ問題をはじめ、県民の人権意識の高揚を図る【人権施策推進課】

○相談・支援体制の充実[人権施策推進事業]

(384千円) 滋賀県人権相談ネットワーク協議会を運営し、相談員のスキルアップ、相談機関相互の連携強化および相談窓口の周知を図る【人権施策推進課】

滋賀県文化財保存基金積立事業

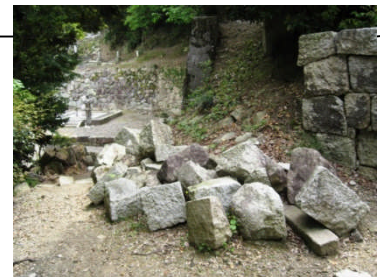
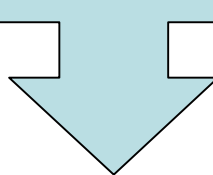
【予算額 100,304千円】

- 滋賀の文化財は、国宝・重要文化財は全国第4位と、質が高く豊富で、県内に広く分布。今も地域の暮らしや風土、信仰と深く結びつき守り伝えられているのが特徴。
- 近年、老朽化や腐朽、破損が進行し、文化財の価値を損ねる事態を招く恐れがあり、地域の人々だけでは守りきれない状況。
- 地域の人々が文化財を守る仕組みそのものを「近江の文化財風土」として、保存継承することが必要。



虫害により破損した古文書

対策として



石垣が自然崩壊した史跡

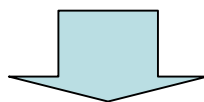
滋賀県文化財保存基金の造成

地域の文化財の保存修理等を支える新たな枠組みとして基金を造成。

- 積立額：平成25年度100,304千円(うち基金利子304千円)
- 対象：文化財の保存修理等にかかる補助事業
 - ・建造物、美術工芸品、史跡・名勝・天然記念物などの保存修理
 - ・防災施設の設置・改修
 - ・文化財管理事業(防災設備点検、名勝庭園荒廃防止等)



老朽化により傾斜し
支柱で支える建造物



- ①時機を逸することなく計画的に文化財の保存修理等が可能となる。
- ②滋賀の地域特性を生かしながら、所有者、地域住民、行政連携のもとで文化財を保存継承する。
- ③滋賀ならではの貴重な地域資産である文化財を「美の滋賀」として広く発信し、観光振興や地域の活性化につなげる。



保存修理実施前と実施後



子どもと向き合う時間の確保 ～少人数教育によるきめ細かな指導の推進～ 中学校すべての学年での少人数学級編制の実施

趣旨：中学校すべての学年で少人数学級編制を実施することにより、子どもたちが「学ぶ習慣の確立」「学習意欲の向上」「確かな学力の向上」「集団への適応」を身につけ、きめ細やかで充実した学びを実現する。

中学校すべての学年で35人学級を実現

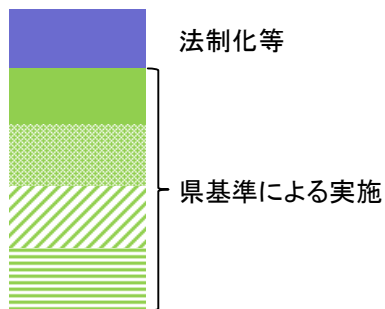
県独自措置



- 小学校1～3年生 35人学級編制(法制化等)
- 小学校4～6年生 いずれか1学年で35人学級編制または少人数指導の選択
- 中学校1年生 35人学級編制
- ★中学校2・3年生 35人学級編制または少人数指導の選択
【学級児童生徒数の下限は20人】 【学級増に伴う教科指導として非常勤講師を派遣】



本県における 35人学級編制の変遷



H24										
H23	法制化等									
H19										
H18										
H16	完全実施								完全実施	
H15	標準3学級以上								標準5学級以上	
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	

現状と課題

子どもと正面から向き合うことのできる教育環境の整備

もっと先生に話を聞いて欲しい。

- ・確かな学力の育成
- ・小1プロブレム、中1ギャップなどの問題
- ・いじめ問題への対応の在り方